

令和3年9月30日

【重要】10月1日診療が始まる前にプログラム更新・マスタ更新

新型コロナウイルス感染症関連加算の変更

および保険証枝番の電子レセプト記録

株式会社スカイ・エス・エイッチ

長谷川・小林・竹本・畑中

電話 075-622-7385

毎度お世話になり、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症関連加算変更の対応方法、および保険証枝番の電子レセプト記載
についての情報をお送りします。

(1) 新型コロナウイルス感染症関連加算の変更内容

医科外来等感染症対策実施加算(5点) → 9月末まで。10月以降算定不可。

乳幼児感染予防策加算(100点) → 50点にて令和4年3月末まで継続

(2) 対応方法

10月1日の診療が始まる前に、従来通りのプログラム更新・マスタ更新をお願いします。

(3) 保険証枝番の電子レセプト記録

以上のプログラム更新、マスタ更新は、保険証枝番が電子レセプトに記録される様になる変更も含んでいます。